

こうべCO2バンク（太陽光発電）運営規約

<目的>

第1条 本会は、神戸市内に設置された住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を利用する会員の住宅において自家消費された太陽光発電量からCO2排出削減量を測定したものを取りまとめ、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（以下「J-クレジット制度」という。）実施要綱（平成25年4月17日経済産業省、環境省、農林水産省決定）に基づきJ-クレジットとして認証を受けることで、環境価値の「見える化」を図るとともに、地球環境の保全及び地球温暖化対策の推進に寄与する事業等に活用し、低炭素社会の実現に向けたまちづくりに資することを目的とする。

<管理及び運営>

第2条 本会の管理運営は神戸市が行う。

2 本会の代表者は、神戸市環境局脱炭素推進課課長（温暖化対策担当）とする。

<業務の委託等>

第3条 会員は、第1条の目的のために、次に掲げる業務を神戸市に委託する。

- (1) J-クレジット認証委員会への事業計画の申請に係る業務
- (2) J-クレジット認証委員会への実績報告（J-クレジット認証申請）に係る業務
- (3) 認証されたJ-クレジットの換価に関する業務
- (4) 地球環境の保全及び地球温暖化の防止に寄与する事業への活用に係る業務

<業務の報告>

第4条 神戸市は、会員に対して、本削減事業及び前条の業務について、年に1回、報告を行う。

2 前項の報告は、神戸市ホームページへの掲載又は会員が届け出た住所及びメールアドレス等に報告書を送付又は送信することにより行うものとする。

<会員資格等>

第5条 本会の会員資格は次のとおりとする。

- (1) 平成23年4月1日以降に神戸市内の自ら居住する住宅に住宅用太陽光発電システムを設置していること。
- (2) 神戸市から依頼があった場合は、発電量等が表示できるエネルギー表示器により、「発電実績の報告」に同意・協力すること。
- (3) 国内で行われている他の排出削減事業に参加していないこと。
- (4) 発生したクレジットの寄附に対する税制上の減免措置について、神戸市が特段の対応をしないことに同意すること。
- (5) 発生したクレジットのモニタリングのため、太陽光発電設備の現物確認等、審査機関が実施する現地審査に同意・協力すること。

<入会申込>

第6条 本会に入会しようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める様式による「こうべCO2バンク（太陽光発電）入会申込書」に、神戸市が指定する設備導入を確認できる書類の写しを添えて、本会に提出するものとする。

<実績報告>

第7条 会員は、神戸市からの要請があった場合は、神戸市が指定する日までに、神戸市あてに、発

電実績を神戸市が指定する方法で報告するものとする。なお、会員は、第11条に規定する会の存続期間が属する年度の発電実績については、会の存続にかかわらず報告を行うものとする。

<システムの処分等>

第8条 会員は、第11条に規定する会の存続期間内において、次に掲げる事項に該当する場合は、その旨を神戸市に届け出なければならない。

- (1) システムが毀損され、又は滅失した場合
- (2) システムを処分（売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとする場合

<退会>

第9条 会員は、いつでも本会を退会することができる。この場合において、会員は、神戸市に、別に定める様式による「退会届」を提出するものとする。

2 神戸市は、次に掲げる事項に該当する場合は、当該会員の退会措置をとることができる。

- (1) 第5条に掲げる入会資格を喪失した場合
- (2) 会員が本会の目的に著しく相応しくない行動をとった場合
- (3) 前項の届出があった場合

<会費>

第10条 本会の年会費等は無料とする。

<会の存続期間>

第11条 本会の存続期間は、J-クレジット制度の実施期間である令和28年3月31日までとする。ただし神戸市は、J-クレジットの売却状況等、同制度に関する状況の変化等に応じて、本会の存続期間を適宜見直すこととする。

<個人情報の取扱い>

第12条 本削減事業に関して会員から得られた個人情報は、本削減事業の遂行のためにのみ利用する。

<事務局>

第13条 本会の事務局を神戸市環境局脱炭素推進課に置く。

附則 この規約は、平成24年5月30日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成25年5月1日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成26年5月1日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成27年5月1日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成28年4月20日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成29年3月31日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成30年3月29日から施行する。

附則 改正後の規約は、平成31年4月1日から施行する。

附則 改正後の規約は、令和2年6月15日から施行する。

附則 改正後の規約は、令和4年5月12日から施行する。

附則 改正後の規約は、令和5年6月26日から施行する。

附則 改正後の規約は、令和6年4月1日から施行する。